

香川県 I C T 活用工事普及促進事業補助金 審査基準

項 目	審 査 基 準
1 事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の内容・費用は妥当か。 ・ 事業の実施方法は適当か。 ・ 既に補助対象物件を取得していたり、他の補助事業の対象となっていたりしていないか。 ・ 事業のほぼ全部を第三者に委任する等の内容となっていないか。
2 事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 機器等の導入による成果が十分に見込まれる内容か。 ・ 事業内容が生産性の向上、人材の確保等に寄与するものであるか。 ・ 事業内容が従業員の負担軽減や就労環境の改善に寄与するものであるか。
3 事業の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の実施に十分な能力があるか。 ・ 補助対象期間内に事業が確実に完了するか。
4 事業の独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創意工夫を凝らした独自の取組みであるか。 ・ 業種又は地域における先導的な取組みとしてモデルとなりえるか。
5 事業の持続性・波及性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業終了後も継続した取組みが期待できるか。 ・ 他の建設事業者にも取組みが広がるような、効果的な普及啓発が期待できるか。 ・ 活動内容が優れており、I C T の波及効果が期待できるか。 ・ 活動内容の対象者及び参集方法等が優れており、効果的な普及啓発が期待できるか。

※ 上記のほか、事業計画の内容等を総合的に勘案した上で、補助事業者を決定する。